

# 八幡市の災害支援 2つの壁

## 災害救助法、生活再建支援法 都道府県単位の適用 八幡市に未適用 市の被災住宅支援事業 5年間実施ゼロ 一部損壊住宅支援せず

昨年大阪北部地震や台風被害における京都府・八幡市の災害対応が不十分だった問題で、八幡市9・10月議会の本会議や委員会で日本共産党がおこなった質問を通じ、京都府、八幡市の災害支援の弱点が浮き彫りになりました。

### 広域的な支援を

昨年大阪北部地震で、大阪府の高槻市、枚方市などは大きな被害を受け、災害救助法、生活再建支援法が適用されましたが、京都府が適用しなかったため、八幡市は独自の支援策にとどまりました。大規模災害にたいする国の支援について、都道府県の壁をなくし、広域的な支援を実施すべきです。

### 改修、家具などを支援する制度

もう一つの壁は、災害対策における八幡市

の判断力の弱さです。

災害救助法について八幡市は、京都府に強い働きかけをせず、府の判断に任せていました。さらに市が2015年に策定した大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援事業は、一部損壊住宅の建て替えや改修、家具の購入を支援できる内容になっています。

昨年の災害時、八幡市は府に対する働きかけも弱く、市はこの制度を独自に適用する判断を避けました。こうした判断の不十分さが被災した市民への住宅支援の遅れを生んでいます。

今後の大規模災害に備えるためにも、八幡市の取り組みの弱さを乗り越えて、被災した住民への支援を抜本的に強化することが必要です。

## 学校体育館にエアコン設置 まず男山二中、三中に

今年度中に、八幡市の男山二中と三中の体育館、武道館にエアコンが設置されます。災害時の避難所にもなっており、朗報です。

男山二中、三中とも、体育館・武道館のエアコン設置費用は、概算で1校あたり5500万円程度を想定。

二中の場合、環境省の自立・分散型エネルギー推進事業を活用し、75%が補助されます。残りは事業債を活用し、事

環境省、総務省の補助活用  
今年度中に完成へ

業債の返還のための交付税措置と組み合わせるため、全体で87.5%が支援されます。市の負担は12.5%です。

三中の場合は、すでに省エネ対応が進み、環境省の補助は受けられないため、総務省の緊急防災・減災事業債を活用します。返還費用の70%が交付税措置される見通しです。

他の学校体育館での整備も急がなければいけません。